

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する改善命令 |
| 根拠条例・規則名 | | 老人福祉法 |
| 条 項 | | 第 18 条の 2 第 1 項 |
| 所 管 部 課 | | 福祉局 長寿応援部 介護保険課（電話：048-829-1265） |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃等及び介護その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。 ・家賃等の前払金について、返還債務を負うことに備えた保全措置を講じなければならない。 ・前払金を受領する場合においては、契約が解除され、又は終了した場合に当該前払金の一部を返還する旨の契約を締結しなければならない。 <p>上記に違反した場合に、改善を命じる。</p> |
| | 設定等年月日 | 平成 1 8 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |